

## 駒ヶ根市地域おこし協力隊 募集要領

中央アルプス国立公園や山麓の貴重な自然環境を舞台とした  
新たな観光スタイルを作り出す地域おこし協力隊を募集します！



駒ヶ根市街地と中央アルプスの山並み

### ◆駒ヶ根市って？

駒ヶ根市は、長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、西に中央アルプス、東に南アルプスの雄姿を望むことができる「アルプスがふたつ映えるまち」をキャッチコピーにした街です。

世界に誇れる中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイや駒ヶ根高原、早太郎温泉郷、国の重要文化財である名刹光前寺などの観光資源、B級グルメで有名な「駒ヶ根ソースかつ丼」、アルプスの伏流水で作られる美酒の数々などがあり、全国各地から観光客やファンが訪れる風光明媚な観光都市です。

また、令和2年3月には、中央アルプスの持つ雄大で特徴的な地形地質や多種多様な動植物、里人と山の歴史文化などが評価され、中央アルプス国立公園が誕生しました。

さらに、中央アルプスでは絶滅されたと言われていた国の天然記念物であるライチョウが2019年に約半世紀ぶりに確認され、現在保護増殖の取り組みが進められています。

また、全国に2つしかない青年海外協力隊訓練所や青年海外協力協会（JOCA）本部、長野県看護大学などが立地しており、国際交流も含め多様な文化の香り漂う文化都市でもあります。

こうした、自然と文化が調和した魅力あふれる駒ヶ根市では、第4次総合計画である「愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市」を創造するための取り組みを進めているところです。

また、「人口減少を克服し、将来にわたって活力のある駒ヶ根市」を実現するための5カ年計画として、駒ヶ根市総合戦略を策定し、この計画に基づく取り組みも進めています。

このような取り組みをさらに力強く進めていくため、駒ヶ根市では地域づくりに協力していただく「地域おこし協力隊」を次のとおり募集します。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、新型コロナウイルスの影響など時代の大きな転換期に、豊かな市民生活の実現と活力ある地域づくりに協力していただける、意欲あふれる方のご応募をお願いいたします。

## 1 業務の概要

### (1) 中央アルプス国定公園の雄大な山岳環境を活かした山岳観光の推進

中央アルプスは、特徴的で貴重な地形・地質、豊富な動植物環境、山と里人との歴史・文化などが評価され、令和2年3月に国定公園に指定されました。

駒ヶ岳ロープウェイで気軽に高山を楽しめるため、夏～秋を中心に年間約20万人の観光客や登山客が訪れますが、利用客は年々減少の傾向にあります。さらに令和2年度は新型コロナウイルスの影響で来訪者はさらに減少しています。

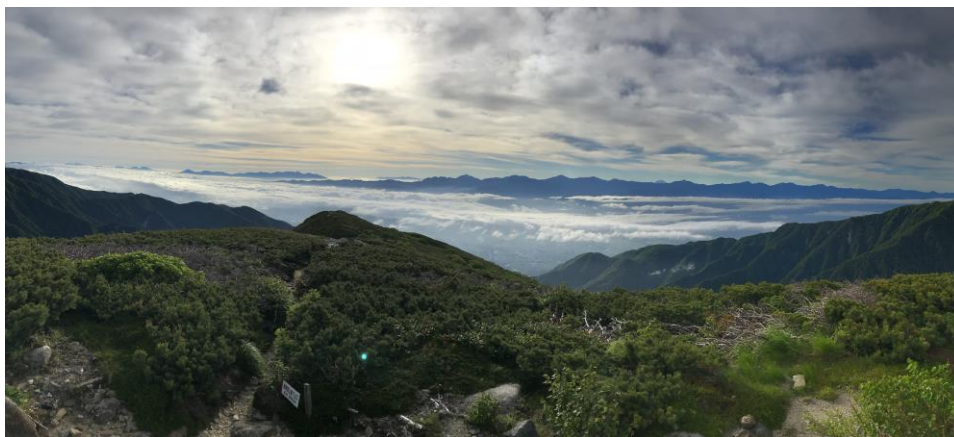
このような状況において、中央アルプス国定公園の雄大さや魅力をより多くの皆様に楽しんでいただくため、ロープウェイ～木曾駒ヶ岳といった主要なルートだけでなく、中ア山域全体を活用した山岳ツーリズムを積極的に推進する必要があります。

また、安全登山の面においては、ロープウェイで高山地帯に気軽に行けるといった反面、遭難事故等が後を絶たない現状であり、登山者の遭難防止対策をこれまで以上に図っていく必要があります。

国定公園の指定を受け、中央アルプスの貴重な自然環境を後世に繋げていくため、保全と活用のバランスを保つことも重要な課題となっています。

今回の募集にあたっては、中央アルプス国定公園の魅力発信、魅力ある山岳ツーリズムの開発、山岳遭難防止対策の啓発や環境保全に係る山岳レンジャーとしての現地パトロールなど、山岳観光に特化した業務を行っていただく予定です。

- ①中央アルプス国定公園の魅力発信、魅力ある山岳ツーリズムの開発
- ②山岳遭難防止対策の企画・活動、山岳自然環境保全のための取り組み



檜尾岳から望む南アルプスの眺望



冬山救助訓練



中央アルプス山岳救助隊



登山道補修作業

## (2) 駒ヶ根高原及び周辺地域を活用したアウトドアツーリズムの推進

駒ヶ根高原は中央アルプスの麓に位置し、中央自動車道駒ヶ根 I Cからのアクセスも良好であることなどから、駒ヶ岳ロープウェイ利用者など山岳観光の主要な玄関口として、夏～秋を中心に年間 120 万人ほどの観光客が訪れています。

しかし、駒ヶ根高原や市街地を含めた周辺地域における周遊性において、二次交通システムの不足などによる各観光資源の結び付きが弱いこと、また中央アルプスから下山した方々がさらに楽しむコンテンツが不足していることなどから、滞在時間が短く、観光消費額も低調といった課題が浮き彫りになっています。

このような状況を解決するため、当市では駒ヶ根高原一帯の観光資源を有効活用するとともに、新型コロナウイルスに対応した新たな観光スタイルを目指した「駒ヶ根高原再整備計画」(グランドデザイン) を令和 2 年度に策定いたしました。

このグランドデザインでは、当市と包括連携協定を締結している(株) モンベルのアウトドアスポーツを中心としたノウハウを取り入れ、高原一帯をアウトドアフィールドとして捉えた様々なコンテンツを検討してきました。

今後はこのグランドデザインを具現化させるため、基本実施計画の作成や、提案されたアウトドアコンテンツなどのトライアルサウンディング調査(実証実験)を行い、アウトドアツーリズムの積極的な推進を図っていきたいと考えています。

今回の募集にあたっては、上記アウトドアコンテンツを中心としたサウンディング調査など、市が実施する業務のサポーターとしての役割も一部担っていただく予定です。

### ① 駒ヶ根高原グランドデザインの具現化に向けた取り組みへの協力



名刹光前寺の紅葉



大沼湖 SUP 体験



早太郎温泉郷の秋

## 2 募集人員

(1) アウトドアツーリズム、山岳観光推進担当 1名

3 活動地域 駒ヶ根市全域(主に駒ヶ根高原及び中央アルプス)

4 勤務先 駒ヶ根市役所を予定

## 5 応募資格

- (1) 年齢が 25 歳以上 45 歳以下の方(令和 2 年 4 月 1 日現在)
- (2) 現在次の地域に居住しており、赴任後生活の拠点を駒ヶ根市に移し、住民票を異動できる方。
  - ・ 3 大都市圏※1 内の都市地域、または政令指定都市に居住している方。
  - ・ 3 大都市圏外の都市地域、若しくは 3 大都市圏内外問わず一部条件不利地域※2 のう

ち「条件不利区域※<sup>3</sup>」以外の区域に居住している方。(ただし、3大都市圏以外の地域(政令指定都市を除く)から住所を移す場合は、駒ヶ根市内の「中沢区」内に限る。)

※1 3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県

※2 一部条件不利地域：①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、「過疎地域に該当する市町村(一部過疎を除く)」、「⑤から⑦の対象地域、指定地域に該当する市町村」、「その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域」に該当する市町村以外の市町村。

※3 条件不利区域：一部条件不利区域のうち、「過疎地域とみなされる区域」、「振興山村」、「離島振興対策実施地域」又は「半島振興対策実施地域」をいう

(3) 地域の活性化に対する知識と熱意を有して積極的に企画・活動し、3年間(令和6年3月末まで)は継続して活動できる方。

(4) 高山地帯(標高2,000m以上)における山岳登山経験が豊富にある方。

(山岳ガイド資格など山岳関係の資格を有する方は応募用紙に記載してください。)

(5) 普通自動車運転免許証を有する方。

(6) 携帯電話やパソコン、携帯情報端末等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方。

(7) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。

(8) 委嘱期間終了後も駒ヶ根市において定住・就業・起業に意欲のある方。

## 6 委嘱形態及び期間

(1) 駒ヶ根市の会計年度任用職員として駒ヶ根市長が委嘱します。

(2) 期間は着任日から令和6年3月末までの予定です。(任用開始時期は面接時に相談させていただきます。また、年度ごとの更新を行い、最長で着任日から3年間とします。)

(3) 協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 7 勤務日数・勤務時間・休暇等

(1) 原則として週5日、1日7.5時間(週37.5時間程度)の勤務とします。

(2) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休日とします。(イベントなど休日出勤あり)

(3) 休日に勤務した場合には振替(代休)での対応となります。

(4) 年次有給休暇があります。

## 8 報酬

報酬は月額166,600円とします。賞与あり(6月、12月)

## 9 待遇及び福利厚生

(1) 社会保険等(雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険)に加入します。

上記のほか野外活動保険(山岳地帯での活動)に加入します。

- (2) 活動に関連して出張する場合は、市の一般職員の例により旅費を支給します。
- (3) 活動に必要な経費（消耗品購入、研修参加費等）は予算の範囲内で支給します。
- (4) その他、移動やPCなどに係る活動支援として毎月10万円の範囲内で補助します。（住居費用等含む）
- (5) 転居に係る費用は1回に限り100,000円を上限に補助します。

## 10 応募手続き

- (1) 応募受付期間 令和3年3月1日（月）まで（必着）
- (2) 提出書類
  - ① 応募用紙（駒ヶ根市のホームページからダウンロードしてください。）
  - ② 住民票の写し（令和3年2月1日以降に取得したもの。コピー可）
  - ③ 運転免許証のコピー
- (3) 提出方法 郵送または持参
- (4) その他
  - ① 応募に係る費用は全て応募者の自己負担となります。
  - ② 提出された書類は返却しません。また、提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

## 11 選考方法

- (1) 第1次選考
  - ① 受付終了後、直ちに書類審査により第1次選考を行います。
  - ② 選考結果は、3月8日（月）までに応募者全員に履歴書に記載の住所に文書で発送します。
- (2) 第2次選考
  - ① 第1次選考合格者を対象に、3月中旬駒ヶ根市において面接試験を実施する予定です。
  - ② 日時・場所については第1次選考結果通知にて対象者の方にお知らせします。
  - ③ 第2次選考会場までの交通費等は応募者の負担となります。
- (3) 最終選考結果の通知
  - ① 第2次選考終了後、文書にて個別に通知します。発送は3月下旬を予定しています。

## 12 問い合わせ・応募先

駒ヶ根市役所 産業部 観光推進課 課長：赤羽知道 山岳高原係 係長：田中政志  
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号  
TEL 0265-96-7724（課直通） FAX 0265-83-1278  
Mail : kankou@city.komagane.nagano.jp